

## 4月の税務カレンダー

- ☆給与支払者に係る給与所得者異動届・4/15まで
- ☆軽自動車税の納付
- ☆固定資産税第1期分納税
- ☆3月分源泉所得税住民税の納税・・・4/10
- ☆平成31年2月決算法人の確定申告
- ☆8月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆個人所得税の振替納税日・・・4月22日
- ☆個人消費税の振替納税日・・・4月24日



《社労士法人よりお知らせ》

### 働き方改革が始まります

前年決まった「働き方改革」は4月1日より開始されます。中小企業の場合、猶予されるものもありますが、年次有給休暇が年10日以上付与される場合の5日取得義務については、猶予はなくこの4月1日より施行となります。その他、労働安全衛生法の改正等もあります。「働き方改革」について、再度確認し、検討、実践して下さい。詳細については、厚生労働省のホームページにもありますが、不明な点がございましたら、会計担当者へ連絡をお願い致します。



【税務耳より情報】

### <平成31年度税制改正法案が成立>

平成31年度税制改正法案が、3月27日に成立しました。税制改正大綱は「消費税率の引き上げに際し、需要変動の標準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講じるとともに、車体課税について、地方の安定的な税源を確保・・・さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う・・・」と消費税率引き上げによる消費の落ち込みを抑えるため住宅借入金等を有する場合所得税の特別控除の拡充や自動車諸税の減税を柱としています。また、行き過ぎた返品の問題で、ふるさと納税については、返品は寄付額の3割以下の地場商品とする基準を設け、総務大臣が対象となる地方団体を指定する地方税の改正も織り込まれています。

中小企業(事業者含む)に対する税制改正の内容では、「個人事業の事業承継税制の開設」「中小企業者の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制の延長等」などがあります。詳細については、職員にお尋ねください。

### 《ちょっとランチタイム》

今回は、深谷市のうえき屋カフェ 272(深谷市櫛引 133-1 営業時間 11時30分から16時まで\*定休日は木曜日と第3金曜日)植木屋さんが営業しているカフェです。広い敷地には、様々な植木が植えてあり、3月の梅が満開の時に訪問しました。写真のランチは、「日替わりご飯膳」でメインのおかずは、ロール白菜で美味しかったです。お庭を眺めていたら猫ちゃんが数匹日向ぼっこをしていました。春爛漫、猫も春が来てうれしそう。お庭を眺めながら、ゆっくりとランチを楽しんではいかがでしょうか。



### 雇用保険料率は変更ありません

2019年4月1日～2020年3月31日までの雇用保険料率は、前年度と変わりません。

	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

### <新しい元号決まる!「令和」>

桜咲く4月1日、菅官房長官が掲げた新元号は「令和」!

初めて元号の典拠として万葉集が使われました。安倍首相は、1日の記者会見で「人々が美しく心寄せ合う中で、文化が生まれ育つ・・・一人一人の日本人が明日の希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたい」と述べました。まだまだなじみがなく「令和(REIWA)」この響が浸透するまで時間がかかるかと思えます。万葉集は、防人や農民まで幅広い階層の人々が詠んだ歌が収められ、我が国の豊かな国民文化と長い伝統を象徴する国書。元号発表と共に万葉集を購入する人が増加したようです。4月1日は、号外も出て、祝賀ムードでいっぱいの日本列島です。

5月1日から新しい元号がスタートし、消費税が10月より10%となることが予定されています。平和で国民一人一人が安心して暮らせる社会が実現できるよう心から祈るばかりです。

